

監査告示第 2 号

定期監査等の結果に対する措置状況について

令和5年度定期事務監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第15項の規定により公表します。

令和6年2月21日

大東四條畷消防組合監査委員 乗本 良一

大東四條畷消防組合監査委員 児玉 亮

令和5年度

定期事務監査等の結果に対する措置状況

1. 執行機関

総務課、警防課

監査委員 指摘事項
<p>(1) 随意契約について</p> <p>契約は、競争入札で行うのが原則であり、地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する場合のみ随意契約できるとされている。</p> <p>契約締結の起案書には該当する条項とその理由を記載しているが、他の条項と併合する場合において、管理市ではガイドラインで取り決めているが、本組合には取り決めはない。</p> <p>引用している管理市ガイドラインにある同項第1号に該当する場合は、他の条項に該当する場合であっても第1号が優先するという取り決めにも準拠できていない。</p> <p>また、特定の一者と見積書徴取により契約する場合は、透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で他者では履行できないと判断したのか等の過程を明らかにし、市民一般に対して説明する責任があり、その点に十分留意して慎重な執行が求められる。</p> <p>複数年同一業者と契約している場合、新規業者の参入等の状況変化で複数者の競合が可能となっていないかを確認されたい。</p> <p>各部署において、決裁権者は所掌事務の責任者として、契約事務の状況を的確に把握し、適正な取扱いとなるよう職員に指導されたい。</p>
措置状況
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項各号に該当する契約において、ガイドラインを作成し、各課に周知徹底いたします。</p> <p>また、特定の一者と見積書徴取により契約する場合は、理由を起案書に記載するようにいたします。</p> <p>複数年、同一業者と契約している随意契約についても、複数者で競合できる状況にあるか、新規業者の参入を含め、調査を進めます。</p>

監査委員 指摘事項

(2) 大東消防署東分署の使用料について

上記において、当消防組合と大東市水道局は、平成26年4月から大東市水道局東部配水場の使用について協定を締結しており、約10年が経過しようとしている。東分署の使用としては一部事務組合設立以前からであり、その期間を含めると約15年が経過する。

協定書の第3条に「双方協議の上、土地及び建物の価格を見直し、使用料を変更することができるものとする。」と規定されているが、この15年間一度も見直しがされていない状態である。

昨今の社会情勢を鑑み、適正な内容について検討するよう努められたい。

措置状況

大東市水道局との大東消防署東分署の使用に係る協定については、昨今の社会情勢に見合った内容であるかについて、水道局と協議します。

監査委員 指摘事項

(3) 見積書の徴収について

大東四條畷消防組合契約規則第26条において、「記名押印した見積書を徴しなければならない。」と規定している。

しかし、記名漏れ、押印漏れや押印が印刷のもの、メール文のみのケースが見られ、近年のDX化進展の影響も要因のひとつであると思われる。

決裁権者や文書主任は、不適切な起案書等が回議されてきたときに不適切な箇所を指摘し、修正等必要な措置を講じなければならないが、そのチェックが不十分なものとなっている。

総務課は組合全体の文書事務を総括する責にあり、他部署に対して文書の適正化を進めていく必要がある。

加えてDX化に対して、過渡期の取扱いであっても、適切な取扱いのルール化を適宜定めて頂きたい。

措置状況

今回の監査委員の指摘事項を踏まえ、契約規則を再度確認し、今後のペーパーレス化の推進や、文書の電子化の動きと合わせて、適正な取扱いができるよう、規則の改正も含めたルールの見直しを実施してまいります。